

公共施設最適化事業債等の創設

背景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、平成27年度から新たな地方債措置を創設。

事業概要

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債(公共施設最適化事業債)を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象とする。

公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

【期間】平成27年度からの3年間
 【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%
 【平成27年度地方債計画計上額】410億円
 ※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
 ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

地域活性化事業債(転用事業)

【期間】平成27年度からの3年間
 【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30%
 【平成27年度地方債計画計上額】90億円
 ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

【参考】その他の地方財政措置

平成26年度から講じていた計画策定費に係る特別交付税措置及び計画に基づく公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、平成27年度以降も引き続き講じる。

特別交付税措置(計画策定費)

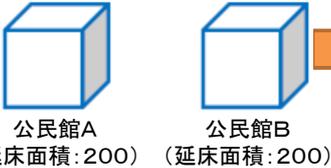
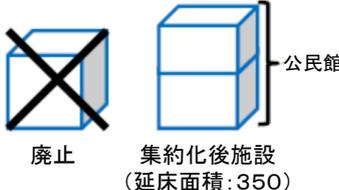
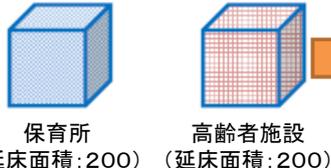
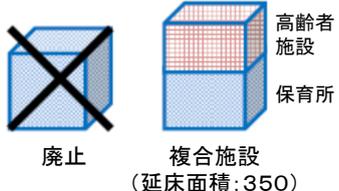
【期間】平成26年度からの3年間
 【措置率】交付税措置率：50%

除却事業に係る地方債

【期間】平成26年度以降当分の間
 【充当率】地方債充当率：75%(資金手当)
 【平成27年度地方債計画計上額】340億円

平成27年5月19日 経済財政諮問会議 総務省資料より

公共施設最適化事業等の概要

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 <p>公民館A (延床面積:200)</p> <p>公民館B (延床面積:200)</p>	 <p>廃止</p> <p>集約化後施設 (延床面積:350)</p>	<p>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</p>
複合化事業	 <p>保育所 (延床面積:200)</p> <p>高齢者施設 (延床面積:200)</p>	 <p>廃止</p> <p>複合施設 (延床面積:350)</p>	<p>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。</p>
転用事業	 <p>学校</p>	 <p>高齢者施設</p>	<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する</p>